

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (市町村課)	33
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業施設管理課)	33
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業施設管理課)	33
○土地改良区連合が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可 (農業施設管理課)	34
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	34
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	34
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (維持管理防災課)	34
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	34

告示

北海道告示第361号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年5月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成30年度住民基本台帳ネットワークシステム北海道ネットワーク監視・保守業務 一式
- 随意契約の相手方を決定した日
平成30年3月30日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名 地方公共団体情報システム機構
(2) 住所 東京都千代田区一番町25番地
- 随意契約に係る契約金額
147,394,399円
- 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- 名称 北海道総合政策部地域振興局市町村課
- 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第362号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成30年5月15日

北海道知事 高橋 はるみ

夕張土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成30. 4. 14	理事	佐々木 真吾	夕張市沼ノ沢609番地2
同	同	同	加藤 春之	沼ノ沢9番地
同	同	同	原 和彦	富野93番地2
同	同	同	工藤 政則	滝ノ上54番地5
同	同	同	高木 貢	沼ノ沢249番地
同	同	監事	白田 弘二	沼ノ沢260番地
同	同	同	大山 雅弘	沼ノ沢264番地
退任	同 30. 4. 13	理事	佐々木 真吾	沼ノ沢609番地2
同	同	同	加藤 春之	沼ノ沢9番地
同	同	同	原 和彦	富野93番地2
同	同	同	工藤 政則	滝ノ上54番地5
同	同	同	高木 貢	沼ノ沢249番地
同	同	監事	白田 弘二	沼ノ沢260番地
同	同	同	谷口 芳昭	沼ノ沢302番地

日高門別土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成30. 4. 20	理事	大鷹 千秋	沙流郡日高町字富浜223番地の123
退任	同 30. 4. 19	同	三輪 茂	日高町字緑町41番地の20

北海道告示第363号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年5月15日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日 土地改良区名
平成30. 5. 1 余市土地改良区
同 30. 5. 2 浦河町土地改良区
同 30. 5. 7 夕張土地改良区

北海道告示第364号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第57条の2第3項の規定により、大雪土地改良区連合が管理する大雪頭首工に係る管理規程の変更を認可した。

平成30年5月15日

北海道知事 高橋 はるみ

認可した管理規程の概要
大雪頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成30年5月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年5月15日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
統内	暗渠排水、区画整理	北海道十勝総合振興局
上士幌川西	暗渠排水、区画整理、除礫	同

北海道告示第366号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年5月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年5月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 道路の種類 道道
- 路線名 阿寒標茶線
- 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
釧路市阿寒町東栄南21番4地先から 同市阿寒町東栄南21番4地先まで		前	16.41mから 83.33mまで	892.86m	—
		前	23.51mから 83.33mまで	904.10m	—
		後	23.51mから 83.33mまで	904.10m	—

総合振興局告示及び振興局告示

北海道後志総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年5月15日

北海道後志総合振興局長 勝木 雅嗣

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの基本料金の単価及び1枚当たりの単価）及び数量

ア モノクロ複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たり 6,784枚

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成30年8月1日から平成35年7月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年5月15日（火）から同年6月15日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8588 倶知安町北1条東2丁目
北海道後志総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道後志総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8588 倶知安町北1条東2丁目 北海道後志総合振興局総務課需品係）

(2) 入札日時 平成30年6月28日（木）午前11時（送付による場合は、同月27日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1)ア 名称及び数量 カラー複写機の賃貸借 5台
イ 予定時期 平成30年7月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

(2)ア 名称及び数量 複合機（複写機、ファクシミリ）の賃貸借 3台
イ 予定時期 平成30年7月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

(3)ア 名称及び数量 カラー複写機の賃貸借 3台
イ 予定時期 平成31年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

(4)ア 名称及び数量 モノクロ複写機の賃貸借 2台
イ 予定時期 平成31年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道後志総合振興局のホームページ (<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/>) においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1月当たりの入札金額（単価）と1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た額との合計額が最低である者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道後志総合振興局総務課需品係
- (2) 所 在 地 郵便番号 044-8588 倶知安町北1条東2丁目
- (3) 電 話 番 号 0136-23-1323

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of copying machine 1 set
 - B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., June 28, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than June 27, 2018)
 - C Contact : Administrative Division, Shiribeshi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, kita 1-jo higashi 2-chome, kutchan, Hokkaido 044-8588 Japan
Phone : 0136-23-1323
-